

## 青森県教育委員会第314回臨時会会議録

1 期 日 平成30年2月22日(木)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時28分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 三内丸山遺跡センターの設置について

報告第2号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第3号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案について  
・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について・  
・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 校長及び教員の資質の向上に関する指標について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充(教育長)

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

平野教育次長、和嶋教育次長、西谷参事・教育政策課長、安田参事・教職員課長、  
児玉参事・学校施設課長、村元職員福利課長、一戸学校教育課長、相坂スポーツ健  
康課長、増田文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

中沢委員、杉澤委員

・書記

小館孝浩、中館大輔

## 7 議 事

### 報告第1号 三内丸山遺跡センターの設置について

(平野教育次長)

参考資料1 ページを御覧いただきたい。この度の案件は、遺跡と縄文時遊館から構成される教育機関として三内丸山遺跡センターを設置するものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理したので、御報告する。

三内丸山遺跡センターは、「三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会」からの提言を踏まえ、遺跡と縄文時遊館を一体として効率的・効果的に管理運営し、三内丸山遺跡を積極的に保存・活用する体制を整えるため、平成31年4月1日に設置するもので、三内丸山遺跡の保存・活用を行い、県民の文化の振興に資することを目的とする。

(野澤委員)

世界遺産登録を目指す縄文遺跡群の中で、三内丸山遺跡は中核的な役割を担っている。皆さんは「縄文」、「縄文文化」という言葉にこだわっていると思う。三内丸山遺跡と縄文時遊館を一体化して三内丸山遺跡センターとしたことはわかるが、名称を検討する際になぜ「縄文」や「縄文文化」という言葉にこだわらなかったのか経緯を含めて聞きたい。

また、三内丸山遺跡周辺は、青森県総合運動公園として供用しているが、世界遺産登録を目指しており、美術館もあるので、文化・芸術分野のゾーニングとして、例えば、「文化」などを名付けた公園とすべきである。新青森県総合運動公園への移転改築を進めているので、どこかのタイミングで対応するのかもしれないが、県教育委員会からも知事部局に積極的に働きかけて名称を変更し、外に発信していくことは大事である。この機会がチャンスと思っているので考え方を聞きたい。

(増田文化財保護課長)

名称について、小学校の教科書にも載っている三内丸山遺跡は、縄文時代の遺跡であることが日本国内に広く定着していること、「縄文」を付すことで、基本計画における「縄文センター」だけの印象が強まってしまうこと、より三内丸山遺跡に焦点を当てた名称とすることといった理由により三内丸山遺跡センターとしたものである。

また、公園を所管しているのは県土整備部であり、運動公園には野球場などが残っている。委員からの御意見については、県土整備部に伝えるとともに、今後どのような対応ができるのか考えて参りたい。

(野澤委員)

教育委員会内部からすれば、教育委員会の機関というイメージがあるかもしれないが、一般県民の目線からすれば、縄文文化の中核となる遺跡という位置付けをしており、そのような捉え方は大事である。この機会をチャンスと捉え、今後発信していくことを意識して取り組んでいただきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

## 報告第2号 議案に対する意見について

(平野教育次長)

この度の案件は、2月23日から開会される県議会第293回定例会に提出予定の一般会計予算案2件及び条例案7件の計9件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料2ページを御覧いただきたい。まず、「平成30年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,303億3,273万9千円となる。これを平成29年度当初予算と比較すると、92億6,311万9千円の減、率にして、6.6パーセントの減となっている。

参考資料3ページ及び4ページを御覧いただきたい。青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体の協力を仰ぎたいと考えている。

平成30年度は、平成29年度に引き続き、「学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上」、「子どもを守り支え安心して学べる教育環境づくり」、「地域の多様な教育資源の活用による地方創生」の3つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んで参りたい。

続いて、条例案の主なるものについて御説明する。まず、「青森県三内丸山遺跡センター条例案」についてである。参考資料5ページを御覧いただきたい。これは、先程御説明した報告第1号に関わるもので、平成31年4月から教育機関「三内丸山遺跡センター」を設置し、併せて、三内丸山遺跡を人類共通の財産として積極的に保存・活用し、次世代へ着実に継承していくため、遺跡の観覧等を有料化するものである。この条例案は、平成31年4月1日から施行するものである。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。参考資料6ページから8ページを御覧いただきたい。これは、青森県特別職報酬等審議会の答申に基づき知事の給料の額を改正し、併せて教育長及び常勤監査委員の給料の額について所要の改正を行うものである。また、知事等の給料の額の規定方式について、上限額規定方式から定額規定方式に改めるものである。

次に、「常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。参考資料9ページ及び10ページを御覧いただきたい。これは、青森県特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、知事及び副知事の退職手当の支給割合を改正し、併せてその他の常勤の特別職の退職手当の支給割合について所要の改正を行うものである。また、支給方法について、任期単位支給方式から任期通算・任期単位選択支給方式に改めるものである。

これらの条例は、平成30年4月1日から施行するものである。

次に、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。参考資料11ページを御覧いただきたい。これは、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整率を改めるものである。国においては、人事院の調査の結果、公務員の退職給付の支給水準が78万1千円民間を上回っていたことから、退職手当の支給水準を調整するための調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げ、平成30年1月1日から施行している。本条例の施行期日については、職員に対して一定の周知期間を設ける必要があること等を踏まえ、平成30年4月1日とするものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて、12,196人から、123人減の12,073人に改めるものである。この条例案は、平成30年4月1日から施行するものである。

参考資料12頁を御覧いただきたい。最後に、「平成29年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算等を踏まえて実施する県立学校校舎等の施設設備整備に要する経費等として、9億3,295万7千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,411億8,367万2千円となっている。

（豊川委員長）

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第2号については了解した。

**議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について**  
（非公開の会議に付き記録別途）

**議案第2号 市町村立学校職員の人事について**  
（非公開の会議に付き記録別途）

**議案第3号 県立学校職員の人事について**  
（非公開の会議に付き記録別途）

**議案第4号 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案について**  
（一戸学校教育課長）

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたことを踏まえ、同法第47条の6の規定に基づき、青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。

規則の概要を御説明する。

- （1）協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、青森県教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域住民等の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。
- （2）教育委員会は、協議会の設置が適当と認める学校に協議会を置くものとしている。
- （3）対象学校の校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとしている。
- （4）協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べるができるものとしている。

(5) 協議会の委員は10人以内とし、教育委員会が任命するとしている。

(6) 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げないとしている。

その他、必要な事項など、全16条で構成している。また、施行期日については、公布の日からとしている。

(野澤委員)

市町村教育委員会で小学校を中心としてコミュニティ・スクールの設置が一部先行している。コミュニティ・スクールの設置は努力義務ということだが、県教育委員会としてどの程度踏み込んでいくのか伺いたい。

(一戸学校教育課長)

平成30年度に文部科学省の「学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業」という委託事業を活用し、森田養護学校を候補としてコミュニティ・スクールを設置する方向で考えている。この調査研究事業を通して、課題やコミュニティ・スクールの在り方などを研究し、高校への導入も含めて検討していきたいと今のところ考えている。

(野澤委員)

高等学校教育改革を通じて学んだのは、学校はやはり地域住民が積極的に関わって成り立っているという実態があること。学校運営に外部の方々が参画することに抵抗がある方がいるかもしれないが、地域住民等の学校運営への参画やそれに向けた知恵を得ながら進めていくのであれば、森田養護学校における事業計画をたたき台にして、高校にも適用できるのか検証していく必要がある。この取組については、市町村教育委員会や小・中学校も注目すると思うので、研究の経過等について我々に報告していただきたい。

(豊川委員長)

学校には学校評議員制度があると思うが、それとの関係はどうなるのか。

(一戸学校教育課長)

学校評議員制度は、校長が必要に応じて、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞くという運用をしてきたところである。一方、学校運営協議会は、教育委員会によって設置され、学校運営に関し、一定の範囲で法的な意思決定を行う合議機関となる。

もし森田養護学校にコミュニティ・スクールを設置することになった場合は、両制度を併存させて進めていくことになる。

(中沢委員)

先日、「みんなの学校」という映画を見て、出演した元校長先生の話聞いた。大阪市立の小学校で知的障害や発達障害の子どもが20～30人在籍しているが、地域の方々も含め皆で支えていた。地域の方々が理解があって協力的であったという話を聞いて、コミュニティ・スクールはそのような面で不可欠だと思う。なかなか難しいかもしれないが、特別支援学校のみならず、普通の学校にも広げていくことが大事だと思う。

(野澤委員)

文部科学省の委託事業である「学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業」について、他県では普通高校や専門高校を対象とした研究を展開していくと思う。文部科学

省が収集した情報を共有して、我々の次なる展開に活用できればと思うが、考え方を伺いたい。

(一戸学校教育課長)

文部科学省では、本県のような特別支援学校のほか、高校や小中一貫校など、これまでコミュニティ・スクールの設置が進んでいなかった校種を対象として、調査研究を進めることとしている。全国の研究内容の良い点を取り入れながら、検討して参りたい。

(野澤委員)

文部科学省へ事業計画を提出することになると思うが、森田養護学校を中心とした事業計画を提出するのか、それとも県全体の学校運営協議会の事業として提出するのか。事業計画の位置付けについて伺いたい。

(一戸学校教育課長)

森田養護学校を中心とした事業計画を提出することになる。

(中村教育長)

国の方からも、かなり前からコミュニティ・スクールを設置して欲しいという動きがあったが、課題があるため、各県ともに設置が進んでいなかった。そのため、文部科学省では、使いやすいようにルールを改良を加え、現在に至っている。

これを受け、文部科学省から各都道府県に対し調査研究事業の募集を行い、本県では特別支援学校を対象として研究しようとしている段階である。この取組が文部科学省から採択された場合は報告したいと思う。併せて、県立高校に導入した場合にどのような課題があるのか検証することとし、前に向かって進めるようしっかり情報収集して参りたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

## 議案第5号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

(安田参事)

1の提案理由であるが、特別免許状に係る教育職員検定の実施に関し、教育長において要綱を制定できることとするほか、所要の整備を行うため提案するものである。

2の概要であるが、特別免許状に係る教育職員検定を実施するに当たり、検定基準や実施方法等について、詳細に規定を定める必要があることから、教育長において要綱を制定することができるようにするため、教育長への委任規定を追加するものである。

また、有効期間更新申請書及び更新講習修了確認申請書の様式において、申請者が記載する必要がない項目を削除するものである。

なお、改正規則は、公布の日から施行することとしている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号は原案のとおり決定する。

## その他 校長及び教員の資質の向上に関する指標について

(和嶋教育次長)

平成30年2月14日に策定した、本県の校長及び教員の資質の向上に関する指標について御報告する。

「1 背景」として、3段落目に記載している、教育公務員特例法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標や、それを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられた。

このため、教育公務員特例法第22条の5に基づき平成29年6月に設置した青森県教員等資質向上推進協議会の協議を経て、指標を策定したものである。

「2 本県を取り巻く主な教育課題」を踏まえ、「3 県のめざす教員像」について「教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員」等、6つの項目を掲げている。

「4 指標策定の趣旨等」については、「校長及び教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化」することとし、指標は、「教員等の資質の向上を図る際の目安であり、教員等一人一人が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかり」として、「さらに、教員等の自発的かつ効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起するもの」としている。

次の「Ⅱ 校長及び教員の資質の向上に関する指標」については、「1 指標の対象」として、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭とし、「2 指標」のとおり、教諭等の指標並びに校長及び教頭の指標をそれぞれ別紙1及び2として、整理している。内容は後程、御説明する。

「Ⅲ 資質の向上を図るに際し配慮すべき事項」として、「1 指標の改善」、「2 指標と人事評価」、「3 講師等の臨時職員の資質の向上」について示している。

具体的な指標について、別紙1により御説明する。

まず、縦軸には、指標を定める観点を示した。「人間力」、「指導力」、「マネジメント力」の3つの大きな観点でくくり、さらに具体的な観点を示すという構成としている。また、養護教諭、栄養教諭に関しては、その専門的な特性を踏まえて、観点を追加する形で示している。

次に横軸についてである。職責、経験及び適性に応じた成長段階を「キャリアステージ」と称し、「採用時」を第一の段階として、「形成期」、「向上・発展期」、そして「充実期」へと4つの段階に分けた。

次に、各観点毎の指標は、簡潔な文章表記とし、キャリアステージが進むにつれて資質が向上していくようなイメージで作成した。ただ、「人間力」については、いずれのキャリアステージにおいても求められるものであることから、全キャリアステージを貫き、それぞれの観点がより高まり、深化するイメージで表現した。また、教科等に関する指導の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり」についても同様である。

次に、別紙2の「校長及び教頭の資質の向上に関する指標」について御説明する。管理職としてマネジメントの資質が求められることから、「マネジメント力」については、「学校経営ビジョン構築、教育課程の管理」、「人材育成」、「組織運営・経営資源の活用」、「危機管理」、「連携・協働」という5つの観点による指標となっている。

以上が、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」についてである。

今後、この指標の趣旨や内容を各市町村教育委員会や各学校に周知するとともに、指標を踏まえた教員研修計画を策定し、教員の資質能力の向上を図って参りたい。

(杉澤委員)

変化の激しい社会に対応していくため、形成期、向上・発展期のみならず、充実期においても教員の資質の向上に取り組んでいかなければならない。

(和嶋教育次長)

変化の激しい社会にあって、これからの教員が身に付けるべき資質については、時代において変わっていくものと考ええる。充実期はゴールということではなく、教員の一人一人の職責であったり、次に目指すものとして捉えている。これを踏まえ、更に高い段階に成長させるための目安として、研修意欲の喚起につながればと思っている。指標については、定期的に見直ししながら、時代に合わせたものとして深化させていきたい。

(野澤委員)

指標の観点について具体的に文章で記載されているのが良い。人間力、指導力、マネジメント力とは何かを具体的に示しており、わかりやすい。この指標は教員全員に示すのか。採用時や形成期のような若い教員が成長する過程において、先を見据えてなすべきこと、いたらないことを、早いうちから意識してもらうことが大事である。今後、研修を行っていくと思うが、教員達には機会を捉えて指導をお願いしたい。

(町田委員)

指標はただ配るだけのものなのか、それとも、各学校でしっかり説明をしていくのか。研修等で教員の意識を高めていかないといけないと思う。

(和嶋教育次長)

総合学校教育センターの研修では、この指標を踏まえて研修内容を高めていくことになる。市町村教育委員会にも示していくため、学校における教員への指導・助言にも活かしてもらうことになる。

また、それぞれの学校においても校内研修を実施しているため、指標を活用してもらうよう働きかけていく。校内研修は校長から説明する一方的なものとはせず、この指標を教員同士がお互いに刺激し合える材料にしてもらうような働きかけをして参りたい。

(豊川委員長)

県教育委員会では、このような指標がこれまでなかったのか。

(和嶋教育次長)

県教育委員会では、新任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修を実施しており、その中で目標として身に付けてもらいたい力を示しているが、採用から一連の流れで指標を作成したのは今回が初めてである。

(豊川委員長)

指標が役に立つようにしっかり取り組んでもらいたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、校長及び教員の資質の向上に関する指標については了解した。